

7107 スマートフォン決済アプリ、クレジットカード及びマルチペイメントネットワークを介したインターネットバンキングを利用した入国旅客等の関税等の納付手続

入国旅客等の関税等の納付について、下記の方法によりキャッシュレス納付が可能です。

利用可能な空港は税関ホームページ内「[入国旅客等の関税等のキャッシュレス納付](#)」をご確認ください。

1. スマートフォン決済アプリ

ご自身のスマートフォン等にインストールしたスマートフォン決済アプリを起動して、税関が提示した決済用2次元コードを読み取ってください。表示された画面に納付税額に相当する金額を入力して税関職員による金額確認を経て決済を行ってください。決済完了画面を税関職員へ提示いただき、税関職員が専用端末で決済の完了を確認しましたら、手続終了となります。

○利用可能なスマートフォン決済アプリ（令和4年4月1日現在）
au PAY、LINE Pay、Alipay+、WeChat Pay

○留意事項

- ・領収証書は発行されません。
- ・ご利用可能額には上限があります。
- ・現金納付との併用はできません。
- ・スマートフォン決済アプリのインストール及びご利用にかかる通信料は、自己負担となります。

2. クレジットカード

ご自身のスマートフォン等で税関発行の2次元コードを読み取り、「関税等お支払サイト」にアクセスしてください。当該サイトで税額等を確認いただき、クレジットカード情報等をご入力の上、決済を行ってください。税関職員が専用端末で決済の完了を確認しましたら、手続終了となります。

○利用可能なクレジットカード（令和4年2月1日現在）
VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

○留意事項

- ・税額の外に、納付税額が1万円までの場合、110円のシステム利用料がかかります。納付税額が1万円を超える場合は1万円を超える毎に110円が加算されます。なお、当該システム利用料は国の収入になるものではありません。
- ・領収証書は発行されません。
- ・ご利用可能額には上限があります。

- ・現金納付との併用はできません。
- ・ご利用にかかる通信料は、自己負担となります。

3. マルチペイメントネットワークを介したインターネットバンキング

ご自身のスマートフォン等で各金融機関のインターネットバンキングにアクセスしてください。当該サイト上で、税関発行の納付番号通知情報に記載の収納機関コード、納付番号、確認番号等をご入力いただき、払込手続きを行ってください。税関職員が専用端末で決済の完了を確認しましたら、手続終了となります。

○留意事項

- ・入国旅客等の携帯品に係る関税等については、税関検査場内で納付する必要があるため、ご自宅等での納付を可能とするものではありません。
- ・金融機関の各サービスには、それぞれ独自の利用条件（利用時間・金額等）がありますので、詳細については事前に利用したい金融機関に確認して下さい。
- ・インターネットバンキングを利用する場合には、あらかじめ取扱金融機関に利用申込みを行い、その利用のための暗証番号等を取得しておく必要があります。具体的な申込方法や利用方法については、各金融機関に確認して下さい。
- ・6月、9月の第3日曜日（0時45分～5時30分）、1月1日21時～1月2日5時30分については、マルチペイメントネットワークがシステムのメンテナンスのために稼働を休止するので、使用することができません。
- ・領収証書は発行されません。（金融機関のシステムから、納付済通知が送信されます。）
- ・現金納付との併用はできません。
- ・ご利用にかかる通信料は、自己負担となります。